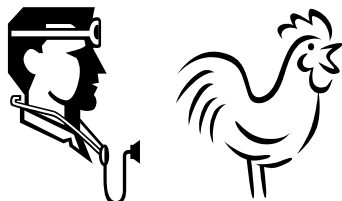


新型インフルエンザ対策は万全か？

- 通商弘報※「特集アジア」 -



2008年5月22日作成

2008年6月4日更新

海外調査部

鳥インフルエンザ（H5N1）にはこれまでに世界で383人が感染し、241人が死亡したが、このうちアジアでの感染、死亡が全体の8割以上を占める（2008年5月28日時点、出所WHO）。人から人に感染する新型インフルエンザの流行は時間の問題とされるなか、アジアで展開する日本企業や政府がどのような対策をとっているのか報告する。

目次

<総論>	2
早急に危機管理マニュアルの作成を（アジア大洋州課発）2008年5月22日掲載	2
新型インフルエンザ対策、経営トップが関与を（アジア大洋州課発）2008年6月4日掲載	3
<中国・北アジア>	5
中国：拡散する鳥インフルエンザ感染（北京発）2008年5月20日掲載	5
韓国：農家の被害は拡大（ソウル発）2008年5月20日掲載	7
<東南アジア>	9
インドネシア：保健省が発生に備えて演習（ジャカルタ発）2008年5月20日掲載 ...	9
ベトナム：対策マニュアルはまだ（ハノイ発）2008年5月21日掲載	11
タイ：日系企業の対応は手探り状態（バンコク発）2008年5月21日掲載	13
フィリピン：政府対策は予防が中心（マニラ発）2008年5月21日掲載	15
シンガポール：政府は行動計画の策定など早期に対策導入（シンガポール発）2008年5月21日掲載	17
<南西アジア>	20
インド：全国規模のモニタリング調査実施（ニューデリー発）2008年5月22日掲載	20
パキスタン：緊急時対応の取り組みも（カラチ発）2008年5月22日掲載	22
バングラデシュ：有効対策打ち出せず、自己防衛任せ（ダッカ発）2008年5月22日掲載	24

※ 70カ所を超えるジェトロ海外事務所の駐在員から送られる国際ビジネス関連情報を、いち早くお手許にお届けするニュースサービスです。ウェブサイトは1日2回更新、メールニュースが毎日配信（土日祝祭日除く）されます。購読方法など詳細については、ジェトロのウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/biz/kouhou/subscription/>) をご覧ください。

＜総論＞

早急に危機管理マニュアルの作成を（アジア大洋州課発）2008年5月22日掲載

アジアに進出している日系企業の新型インフルエンザ対策にはばらつきがみられる。仮に新型インフルエンザが流行した場合、進出日系企業は、操業の停止や現地駐在員の帰国のタイミングなど、直ちに判断を迫られることになる。流行は時間の問題とされているので、万が一に備えた危機管理マニュアルを早急に準備することが大切だ。

＜待ったなしのマニュアル作成＞

鳥インフルエンザ（H5N1）の人への感染が確認されているインドネシアでは、多くの日系企業が、a. 駐在員に限らず現地採用従業員を含めた予防対策、b. 感染防止、c. 最新情報収集の徹底、d. 飲食料を中心とした物品の備蓄奨励、e. 新型インフルエンザ発生時の駐在員の緊急帰国に向けた出国対策、などの準備を行っている。

インドネシアに次いで人への感染事例が多いベトナムでは、インフルエンザの予防接種や抗インフルエンザ薬「タミフル」を保管する日系企業もある。しかし、進出日系企業の多くはまだ具体的な対策マニュアルを準備していない。

他方、鳥インフルエンザ（H5N1）が発生していないシンガポールには既に、対策マニュアルを導入済みの企業がある。また、フィリピンの日系大手企業は、日本の本社やシンガポールにある地域統括事務所から担当者が訪れ、緊急時に備えた情報収集を進めている。

人から人に感染する新型インフルエンザの流行は、いつ起きてもおかしくない状況とされる。アジアで大流行した場合、操業停止、駐在員とその家族を日本へ帰国させるタイミング、現地スタッフへの対応など危機管理マニュアルを早急に準備することが重要だ。

主な在外公館は電子メールやウェブサイトを使って在留邦人に注意を呼びかけている。在外公館や日本人商工会などが対策セミナーを開催しているところもある。

労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センターは、海外に従業員を派遣している企業に向けた「[海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン](#)」を作成し、紹介している。危機管理マニュアルを整備する際の参考にしてほしい。

（馬場雄一、朝倉啓介）

新型インフルエンザ対策、経営トップが関与を（アジア大洋州課発）2008年6月4日掲載
アジアに進出している日系企業の新型インフルエンザへの対応は企業によってさまざまなため、対策マニュアルの作成が必要とされる。マニュアル策定の留意点や企業・在留邦人の心構えについて、独立行政法人労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター（JOHAC）の濱田篤郎・所長代理、古賀才博・健康管理部副部長の両氏に聞いた。

＜事業継続にかかわる経営問題として素早い決断を＞

企業の感染症対策は2003年のSARS（重症急性呼吸器症候群）流行時から関心が高まった。SARSは収束したが、代わって新型インフルエンザに対する企業の行動計画の策定が求められている。しかし、対策マニュアルは策定したものの、いつ、誰が判断するのかが難しいといった声がアジアに進出する日系企業から出ている。

この点について両氏は「（新型インフルエンザ対策は）疾病だけでなく、事業継続にかかわる経営問題だ」とし、経営トップが対策にかかわる必要性を挙げた。新型インフルエンザが発生した場合、手遅れにならないよう素早い決断が求められるため、経営者の判断が対策マニュアルに反映されなければならない。他方、緊急時に日本にいる経営トップに逐次判断を仰げば、対応が後手に回る。このため現場で判断できる体制を整備することも重要である。

対策の1つとして抗インフルエンザ薬、とくにタミフルの備蓄という声がアジアに進出する日系企業から聞かれる。日本でタミフルは処方薬のため、自己負担で診療を受けて入手する方法もある。しかし問題は「いつ服用するのかという判断が難しい」ことである。

症状からデング熱、マラリアといった他の感染症と判別するのは難しい。また、「服用しても効かなかったらどうするか」、「副作用が出たらどうするか」といった問題もあり、そこには「安全な服用」が担保されなければならない。「タミフルに注目しがちだが、予防対策などやるべきことはある」と両氏は指摘する。

＜積極的な情報収集が大事＞

企業、在留邦人の心構えとしては、まずリスクを認識することから始まる。在外公館、日本人会、日本人商工会議所などのウェブ情報の確認、メーリングリストの登録といった積極的な情報収集が重要である。また、JOHACが提供するインターネットによる海外医療、海外感染症、予防接種などの情報のほか、E-mail、Faxによる医療（健康）相談サービス（[JOHAC](#)）を活用するのも1つの手段だ。

新型インフルエンザがいつ流行してもおかしくない状況であるが、いつ発生するかが分からないため、危機意識と緊張感を持続させるのは容易ではない。しかし、局地的な発生となる事件、事故、災害などと違い、新型インフルエンザの流行は世界同時多発的に起こ

る可能性がある。日本政府は関係省庁と連携し、新型インフルエンザに備えた対応策を検討している（[「新型インフルエンザおよび鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」](#)）。企業レベルでも「他の安全対策とは切り離した、新型インフルエンザ独自の対策を進める」必要がある。

（馬場雄一、朝倉啓介）

＜中国・北アジア＞

中国：拡散する鳥インフルエンザ感染（北京発）2008年5月20日掲載

中国では、鳥インフルエンザの人への感染例は30例に上り、死者も20人に達している。2007年12月には、江蘇省で初めて人から人への感染が疑われる事例が発生し、1人が死亡した。感染による被害が各地に拡散していることから、中央政府は地方政府に対して徹底した防疫強化を指示している。

＜広東省などで感染による死者＞

人への感染が国内で初めて確認されたのは03年11月、北京で。当初はSARSと考えられていたが、06年8月に当局が鳥インフルエンザと発表した。05年以降は毎年、人への感染例が確認されており、07年12月には、江蘇省南京市で初めて人から人への感染が疑われる事例が発生した。

中国政府は最終的に「感染者は父子で、家族の接触による感染であり、ウィルスは変異していない」として、流行病でなく、生物学的に新型ウィルスの「人から人への感染」でもないと発表した。その後、湖南省、広西チワン族自治区と広東省で相次いで鳥から人への感染が確認されており、死者も出ている。5月14日までの人への感染例は30件、うち死者は20人に上っている。

＜中央政府が徹底した防疫体制強化を指示＞

03年のSARSでの教訓、さらに8月に北京オリンピックの開催を控えていることもあってか、中央政府は鳥インフルエンザの発生状況、防疫体制の構築など、情報公開を含め、さまざまな対策を講じている。

衛生部（日本の厚生労働省に相当）は07年12月の感染事例を受けて、「鳥インフルエンザの人への感染に関するさらなる防疫強化通知」を発表した。これは中央政府が地方政府に対して、あらためて防疫体制を徹底するように要求したもので、緊急対応の体制構築、物資の備蓄、人への感染が疑われる場合の初期段階での対応などを指示している。

また、農業部（日本の農林水産省に相当）でも、鶏へのワクチン接種、養鶏場などへの定期検査の実施、農村部への防疫観察員の配置など、現場での監視体制を強化している。衛生部と農業部はそれぞれのウェブサイトで、鳥インフルエンザの発生状況や政府の対応など関連情報を随時発表している。中国各地には鳥インフルエンザ指定病院が定められ、一般国民に対しても防疫に関する情報発信に努めている。

しかし、鳥インフルエンザ発生時に電話で事実確認の問い合わせをしても、ほとんどの担当者はウェブサイトを見るようにと言うだけで、緊急事態の対応には疑問の声もある。

<正確な情報把握に努める日系企業>

在中国日本大使館では専門チームを設置し、ウェブサイトやメールマガジンで鳥インフルエンザの発生状況、防疫対策などを伝えている。3月には日本人会、日本商会と協力して各会員向けにセミナーを開催し、中国での発生状況について説明するとともに、日常生活上の注意点などを伝えた。また、日系企業向けにアンケートを実施しており、危機管理体制の把握も行っている。

中国には2万社を超える日系企業が進出しており、各地に複数の現地法人を持つ企業も多く、従業員の移動による感染拡大のリスクも高い。日系企業は鳥インフルエンザを軽視できない大きなビジネスリスクと認識している。企業によっては、情報収集や周知方法など危機管理マニュアルを作成し、タミフルを常備しているところもある。危機管理の大原則は家族を早めに帰国させることだが、パニックが起きないように判断のタイミングに注意する必要がある、企業は正確な情報把握に細心の注意を払っている。

(清水顕司)

韓国：農家の被害は拡大（ソウル発）2008年5月20日掲載

南部で発生した鳥インフルエンザが、約1ヵ月で各地に拡散している。鳥から人への感染は報告されていないが、600万羽以上の鳥が殺処分されるなど、農家への被害が拡大している。政府の対策は不十分だとの指摘も多い。

<600万羽以上の鳥を殺処分>

南西部地方の全羅北道（ジョンラブクド）で4月3日に鳥インフルエンザが発生し、約2,400羽の鶏が高病原性と判明された。政府は鳥インフルエンザが発生した地域の半径500メートルで飼育している鶏を殺処分の対象に即時指定、5月9日までに発生地域を中心に600万羽以上の鳥を殺処分し、防疫に総力を上げている。

しかし、政府の努力にもかかわらず、鳥インフルエンザは全国に広がりつつある。4月28日には、首都のソウル市（カジノがある広津区、アウトレットタウンがある松坡区）でも発生するなど、拡散が止まらない状況だ。

現在のところ、人への感染はない。処分作業を行っていた兵士が鳥インフルエンザに感染したような症状を示したことがあったが、後に鳥インフルエンザではないと判明した。

<政府の対応が不十分との指摘多い>

このように急速に鳥インフルエンザが拡散しているのは、政府の対応が不十分なためとの指摘も多い。特に最初、高病原性鳥インフルエンザが発生した段階での殺処分の対象を半径500メートル以内として対応し、問題が大きくなってから3キロに範囲を広げたことは大きな判断ミスだったと批判されている。

拡散防止のための防疫システムもうまく稼働していない。特に、ソウル市内に鳥インフルエンザが拡散したときに、処分や動物園の封鎖などの基本的な対処がマニュアルどおりに行われなかったことも大きな問題だ。

<タミフルの備蓄量を2倍に>

政府は、保健福祉家庭部傘下の疾病管理本部に鳥インフルエンザ人体感染対策班を設置し、検疫、防疫、疫学調査などを政府レベルで行っている。07年11月には鳥インフルエンザ人体感染予防・管理ガイドラインを作成し、関連機関に配布した。

しかし、その後新たに発表された対策は特にない。鳥インフルエンザそのものへの対応、または人体感染への対応よりは、鳥インフルエンザによる農家の被害に対する対策作りに集中している。

李明博（イ・ミョンバク）大統領は5月10日の緊急対策会議で、政府が保有しているタミ

フルの備蓄分を現在の125万人分から250万人分に増大するなど、対策を徹底するように指示した。

＜豚肉と水産物の人気上昇＞

料理をすれば人体への感染の恐れはなくなる、という政府の広報にもかかわらず、鶏肉の消費は急激に減っている。一部の大型店では、鶏とアヒルの売り上げが60%以上落ちていると報道されている。

韓国家きん産業発展対策協議会、大型流通業界などでは家きん類の安全性を広報するイベントを大々的に行うなど、鳥インフルエンザによる消費者の不安を解消するために努力しているが、消費者の認識を改めさせるには至っていない。

米国との交渉で、政府が米国産牛肉の輸入を段階的に拡大することに合意した結果、国民の間にBSE（牛海綿状脳症）への不安が広まり、牛肉の消費も低迷している。

鶏肉と牛肉の消費不振により、豚肉と水産物の人気が上がっている。「韓国日報」（5月13日）によると、大型流通業者では豚肉が前月比20～30%以上、水産物が5～7%程度、売り上げが増えているという。

（崔喜楽）

＜東南アジア＞

インドネシア：保健省が発生に備えて演習（ジャカルタ発）2008 年 5 月 20 日掲載

鳥インフルエンザ感染者、死者が世界最多のインドネシアでは、保健省が 4 月に、バリ島で新型インフルエンザの発生に備えた演習を実施した。演習には約 1,000 人が参加し、世界保健機関（WHO）は政府の前向きな取り組みと評価している。一方、保健省は、新型インフルエンザが世界的に大流行した場合、国民の 3 割にあたる約 6,600 万人が感染すると予測しているものの、死亡するのは感染者の 0.2%程度の約 15 万人としている。これは、現状の国内致死率 81%と大きくかけ離れていることから、極めて楽観的な見通しとみる向きもある。

＜世界最多の発生＞

鳥インフルエンザ（H5N1 型）は、2005 年に 20 人の発症（うち 13 人が死亡）が確認されて以降、毎年世界最多のペースで感染者、死者が発生し、08 年 4 月 30 日時点の WHO の統計によると、累計の感染者数は 133 人、死者数は 108 人に達している。

感染地域は、全国 33 州のうち 31 州 290 県に広がっており、人口の多いジャワ島やスマトラ島に多い。特に、西ジャワ州、ジャカルタ特別州に感染者が集中しているが、両地域は他地域に比べて医療機関へのアクセスが容易で、感染を確認しやすいこともその要因といわれている。各地域でクラスター感染が散見され、限定的な家族内感染はみられるが、新型インフルエンザへの変異は確認されていない。死亡率が高い一因として、感染の確認・報告が発症後平均 5 日と遅いことが挙げられる。

＜8 ヶ所以上で演習を計画＞

保健相は 05 年 9 月、非常事態宣言を発令、指定病院を設定し、検査体制の整備を進めた。06 年 1 月には国家戦略計画を策定し、同年 3 月に国家対策委員会を発足させている。WHO との鳥インフルエンザ（H5N1 型）ウィルス検体共有は 07 年から中止されていたが、08 年 2 月から再開した。インドネシアが提供した検体で製造された先進国産の高額ワクチンを購入することへの懸念が検体共有中止の一因となっていたものの、WHO が検体共有による開発途上国への低価格ワクチン供給支援の姿勢を示したとの判断も働き、共有再開を決定した。

4 月 25～27 日にバリ島で新型インフルエンザの発生に備えた大規模演習を実施したが、政府はこれまでも、首都近郊で小規模な演習を実施しており、今後少なくとも 8 ヶ所以上で演習を計画しているという。

＜住宅地では飼育を禁止＞

家きん対策としては、人や鶏への感染情報があった場合に、地域家畜診断疾病センター（略称 DIC；全国に 7 ヶ所設置）または州・県の家畜衛生の職員が立ち入り検査を実施し

ている。さらに DIC は、定期的にランダムな立ち入り検査を実施するとともに、他機関や農家から送付された検体についても検査している。感染が確認された地域では、選択的淘汰（殺処分）、消毒、ワクチン接種強化などの対策を進めている。

ワクチンは、極小規模の飼育農家に対しては無料で供与し、それ以上の規模（小～大規模）の養鶏業者には自費で接種を義務付けている。特に感染例の多いジャカルタ特別州、西ジャワ州、バンテン州では、住宅地の家きん飼育を禁止する措置を導入し、ほかの州に拡大することも予定している。

保健当局の対策では、医師が臨床所見で鳥インフルエンザ症状と判断した場合、疑いのある例として地域保健局に報告することになっている。報告対象となった患者は全国に 100 ヶ所ある指定病院で原則として入院・治療し、検体は保健省 R&D 試験所に送付されるとともに、周辺住民への疫学調査の実施、感染経路、感染の拡大状況などについての調査が進められる。検体の検査で陽性と判断されれば感染確定例となる。

＜日系企業も対策を準備＞

日本人会では、日々、進出日系企業や在留邦人からの問い合わせなどに対応し、把握している最新情報を提供している。進出日系企業には温度差があるものの、駐在員に限らずナショナルスタッフを含めた予防対策、最新情報の収集、飲食料を中心とした物品の備蓄奨励、新型インフルエンザ発生時の駐在員の緊急帰国に向けた出国対策などの準備を行っている企業が多い。

他国と比べて、正確で最新の情報収集が難しい面もあり、対処法の指示やアドバイスをいかに適切に行うかが課題となっている。進出日系企業にとって、駐在員とその家族を安全に帰国させることは 1 つの重要な課題だが、当地に根を張った事業展開をしている企業にとって、例えば一大生産拠点や販売拠点としての位置付けとなっている場合は、事業継続の可否や要否の判断、従業員の補償問題などを含めて適切に判断し、関係者に対する責任も十分に検討することが重要である。

（塚田学）

ベトナム：対策マニュアルはまだ（ハノイ発）2008 年 5 月 21 日掲載

鳥インフルエンザ（H5N1 型）による死者は 2008 年に入って 5 人。日本大使館はメールで日本商工会などに情報を提供している。日系企業では毎年インフルエンザの予防接種をしている所が多いが、対策マニュアルを作成しているケースはほとんどなかった。

<08 年に入り 5 人死亡>

ハノイ市のベトナム国立小児病院で 3 月 17 日、男子児童（北部ハーナム省出身）が死亡した。人への感染は 08 年に入り 5 件目で、死亡も 5 人目だった（[在ベトナム日本大使館ウェブサイト](#)）。なお、03 年から 08 年 5 月現在までの鳥インフルエンザ感染者数は 106 人で、死者は累計で 52 人に上る。

政府は家きん類の鳥インフルエンザが発生した地域で、家きんの処分や施設の消毒をした後、新たな家きんや人への感染が 3 週間見られない場合、その地域の鳥インフルエンザを「制圧した」と発表している（2008 年 2 月 25 記事参照）。5 月 4 日時点、北部ソラ省、南部カント省、ビンロン省で鳥インフルエンザが発生しているが、人への感染はないという。

人が鳥インフルエンザに感染した場合、北部・中部・南部の各地域で保健省が指定した「鳥インフルエンザ治療指定病院」へ搬送されることになっている。その指定病院の中には外国人用もある。しかし、外国人が多く利用する病院の関係者は「鳥インフルエンザに感染したと疑われる患者が来院した場合、どの程度の症状で『鳥インフルエンザ治療指定病院』に搬送すればよいのか判断基準を検討している」と話している。

<日本大使館はメールで情報を提供>

在ベトナム日本大使館は、鳥インフルエンザが発生した場合、具体的な情報を日本人学校、日本婦人会、日本商工会（JBAV）、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、ジェトロなどの関連機関にメールで発信し、それらの機関は関連部署に（JBAV は加盟日系企業に、日系企業は自社の駐在員に）情報を転送している。

さらに、同大使館は定期的に「安全連絡会議」を前述の関連機関を集めて開催し、鳥インフルエンザ発生状況や対策を説明している。

予防接種について、当地日系企業の中で具体的な対策マニュアルを作成しているケースはほとんど見られなかった。しかし、毎年 1 回インフルエンザの予防接種をしている日系企業が多いようだ。ある日系企業は「従業員とその家族を対象に予防接種を行っている」という。さらに、タミフルを保管している日系企業もあるようだ。

同大使館では、感染予防策として以下の 7 点を呼びかけている。

- (1) 生きた鳥（特に鶏、アヒル、鴨などの家きん類）への接触を避ける。
- (2) 家きん類の生肉、生卵は食べない。調理の際は十分な加熱を行い、卵や調理器具類は十分に洗浄する。
- (3) 手洗い、うがいを励行する。
- (4) 必要に応じマスクを着用する。
- (5) 規則正しい健康的な生活を送る。
- (6) インフルエンザを疑う症状があれば、早めに医師の診断を受ける。
- (7) 医師と相談の上、インフルエンザワクチンを接種する。

（佐藤進、高野光一）

タイ：日系企業の対応は手探り状態（バンコク発）2008年5月21日掲載

家きん類の鳥インフルエンザは毎年発生しているが、人への感染は2007年以降、確認されていない。日系企業は情報の収集方法、事業の継続の可否や駐在員の日本帰国の決断に対する考え方などの対応を手探りで検討している。

＜この2年間タイでの人への感染例はゼロ＞

家きん類の鳥インフルエンザが04年に大発生した。農業・協同組合省畜産振興局によると、それ以降も毎年発生しているが、06年以降は減少している。一方、保健省疾病局によると、人への感染は04年17人（うち死亡12人）、05年5人（同2人）、06年3人（同3人）となっており、07年以降の感染は報告されていない。

地域別にみると、家きん類では、08年には東北部カラシン県、北部のピチット県とランパーン県、中部カンチャナブリ県で発生している。また人への感染は、06年にはピチット県、北部ウタイタニ県、東北部ノンブアランプー県で起きた。北部や東北部は首都バンコクと離れているが、例えばランパーン県はバンコクから定期便が就航しており空路で1時間程度、バスや鉄道も通っている。カンチャナブリは「戦場に架ける橋」で有名な観光地で、バンコクからは鉄道やバスで2時間程度と距離も近い。

泰国日本人会では、日本大使館医務官の講演内容を会報に掲載し、鳥インフルエンザの発生状況について周知を図っている。それによると、農業・協同組合省は家きん類の不審死・大量死の状況を監視し、ウェブサイトで公表している。同様に保健省は人への感染状況を監視し、ウェブサイトで公表している。なお、サクチャイ畜産振興局長は4月25日「ここ90日間、鳥インフルエンザの発生例はなく、タイは安全だが今後も慎重に監視を続ける」と語っている。

また、政府は新型インフルエンザを含む鳥インフルエンザ対策の新3ヵ年計画（08～10年）を立案し、医療施設の整備・充実、抗ウィルス剤の備蓄、ワクチンの研究を行っている（「泰国日本人会会報クルンテープ」08年5月号）。

一方、バンコク日本人商工会議所では、理事会や部会で鳥インフルエンザ対策に関する講演を実施し、今後も予定している。

＜安全確保に対する懸念も＞

日系企業の当面の関心事項は、「情報をどうやって収集するか」、「他社の対応状況がどうなっているか」といった点にある。さらに有事の対策としてタミフルの備蓄が想定されるが、企業が単独でタミフルを確保することに対しては社会的な批判が起きることも予想され、動きにくい状況にある。

「バンコク週報」紙は 4 月 28 日～5 月 4 日号の 1 面で新型インフルエンザ発生時に関する記事を掲載した。それによると、08 年 4 月に日本で成立した改正感染予防法などでは、日本国外の都市で発生した場合に現地邦人が帰国するにしても、帰国手段は政府専用機しかない。また 10 日間の停留期間が必要にもかかわらず収容施設が不足しているのが実情で、海外在留邦人の安全は確保されていないという。同紙は、現地日本人会や日本人商工会議所が結束し、日本政府へ働きかける必要があると報じている。

企業の関心事項としては、「どのタイミングで操業停止して駐在員とその家族を日本へ帰国させるか」、「現地スタッフへの対応をどうするか」といった点が挙げられる。「日本人駐在員がいなくても事業が進められる体制作りを進める」ことが中期的な対応策の 1 つだが、一朝一夕にはいかない。「早い段階で駐在員を帰国させる」ことも考えられるが、どういう情報で誰が判断するか難しいほか、こうした問題は企業の社会的責任の観点からも検討する必要がある、企業は対応策をまだ手探りで検討しているのが実情だ。

(鶴岡将司)

フィリピン：政府対策は予防が中心（マニラ発）2008年5月21日掲載

毒性の強い高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されていないこともあり、政府の対策は防疫の強化やタミフル備蓄、指定医療機関の選定といった予防策が中心になっている。進出日系企業の対応は、大手企業が独自の対策づくりを進めている一方で、中小企業に遅れが目立つ。在留邦人で作る日本人会や日本人商工会議所の体制整備も進んでいない。

<清浄国の地位維持に防疫を強化>

これまで、国内では高病原性の鳥インフルエンザは発生していない。2005年7月にルソン島中部ブラカン州カルンピット町にある農場のアヒルから鳥インフルエンザウィルスが検出されたが、オーストラリアの動物保健研究所（AAHL）が行った検査で低病原性と確認された。

政府の対策の主な柱は、a.防疫の強化、b.タミフルなど治療薬の備蓄、c.感染者受け入れ医療機関の指定、の3点である。

防疫の強化について、農業省は鶏舎に防鳥ネットを設置するよう奨励している。さらに、感染リスクを減らすため、鶏やアヒルなど異なる種類の家きんは、それぞれ分離して飼育すべきだと指摘。外部の人間が農場に入る際の検疫強化も求めている。

同省は07年2月、ルソン島中部パンパンガ州に初の地域鳥インフルエンザ診断研究所（RAIDL）を設立した。同研究所の役割は、鳥インフルエンザの早期検出と監視、拡散防止。設立に当たってはニュージーランド政府からの資金援助を受けた。05年7月に低病原性鳥インフルエンザが検出された際には、国内に検査機関がなく、海外の研究所に判定を委託せざるを得なかったが、RAIDLの設立により迅速なウィルス判定ができるようになった。農業省は、さらに3つのRAIDLをビサヤ地方やミンダナオ地方に設置する方針を明らかにしている。

政府はこのほか、鳥インフルエンザ感染予防策の啓発活動を展開している。アロヨ大統領は、環境天然資源省に対し、特に湿地近くにある集落への予防教育を強化するよう指示。渡り鳥との接し方や鳥インフルエンザの症状、感染が疑われる場合の対処法などの説明資料に加え、渡り鳥のすみかを示した地図の作成を命じた。パンパンガ州のカンダバ低湿地、セブ州のオランゴ島、ミンダナオ島中部のリグアサン湿地が3大湿地帯とされ、政府の重点監視地域になっている。

<タミフル備蓄も進める>

一方、タミフルなど治療薬の備蓄について、保健省は05年末に、地元製薬会社のユニイテッド・ラボラトリー（ユニラブ）との間で約125万ドル相当のタミフルの寄付を受ける覚書を結んだ。ユニラブが無償で提供するタミフルの量は50万カプセルで、5万人分に相

当する。これに加え、保健省は世界保健機関（WHO）から 170 万ペソ（約 3 万ドル）相当のタミフルを調達したほか、スイスの製薬会社ロシュに対して、850 万ペソ（約 17 万ドル）相当のタミフルを購入する意思を伝えたと公表している。ただ、最新のタミフル備蓄量については明らかにしていない。

また、保健省は全国を 3 つの地域に分け、感染者の受け入れ医療機関を指定している。ルソン地方では、いずれもマニラ首都圏にある熱帯医学研究所（ムンティニルパ市）、サンラザロ病院（マニラ市）、フィリピン肺センター（ケソン市）の 3 機関が指定された。ビサヤ地方とミンダナオ地方については、それぞれビセント・ソット記念医療センター（セブ市）とダバオ医療センター（ダバオ市）を指定した。

＜日系企業は大手で対応進むも中小は手つかず＞

在留邦人で作る日本人会や日本人商工会議所での鳥インフルエンザ対策は進んでいない。両団体とも感染拡大の際の対応マニュアルなどは策定していない。マニラ日本人会附属診療所では、「比政府の指導に沿った対応を行う」としており、感染の疑いのある患者に対しては、保健省が指定する医療機関を紹介する方針だ。

日系企業の対応状況は企業規模によって異なる。一部の大手企業では、日本の本社やシンガポールにある地域統括事務所の担当者がフィリピンを訪れ、関係者からの情報収集を進めている。大手商社の中には、本社が備蓄するタミフルを緊急時にフィリピンへ送る体制を整備したところもあるようだ。ただ、駐在員や家族への処方を誰がどのタイミングで指示するのか必ずしも明らかになっていない。副作用の恐れも指摘される中、関係者からは、まずはタミフル服用に関する責任の所在を明確にすべきとの声が出ている。

日本の本社が主導して対応マニュアルを取りまとめた企業もある。マニュアルには、感染拡大の際の駐在員や同伴家族の国外退避時期、現地従業員への対応策などが盛り込まれているようだ。ただ、一部の大手企業とは対照的に、中小企業の対策はほとんど進んでいない。このため、国内で感染が拡大した際には混乱も予想され、早期の体制整備が望まれる。

ジェトロは進出日系企業からの要請を受け、5 月 16 日に「鳥インフルエンザ予防セミナー」をバタングス州のファーストフィリピン工業団地（FPIP）で開催した。主に同団地に入居する日系企業に対し、日本大使館の医務官が講演した。ジェトロは今後、6 月 27 日のセブ市のほか、マニラ首都圏マカティ市やほかの主要工業団地でもセミナーを順次開催する予定。

（米山洋）

シンガポール：政府は行動計画の策定など早期に対策導入（シンガポール発）2008 年 5 月 21 日掲載

5 月 16 日時点、鳥インフルエンザの人への感染事例は報告されていない。しかし政府は、03 年の SARS 流行での経験などを踏まえ、行動計画ガイドラインの策定、国民や企業向けの情報提供など、早い段階で対策に動いている。当地の日系企業も日本での関心の高まりを受けて、ガイドライン策定に向けた動きが本格的しつつある。

＜政府、対策計画を策定済み＞

鳥インフルエンザに対しては、政府は 03 年 12 月にアジア各地で感染が拡大したのを受け、04 年には感染地域からの鶏肉、鳥加工品や卵の輸入を禁止し、野鳥の検査を強化するなど水際対策を強化した。また、人から人への感染が拡大し流行した場合の行動計画「インフルエンザ・パンデミック準備・対策計画」を 05 年 6 月に策定する（07 年 5 月改定）など、対策を比較的早い段階で打ち出している。

保健省は計画の中で、鳥インフルエンザの警戒レベルを 6 段階（注 1）に分け、各段階に応じた伝染病の監視体制や情報伝達、対応策を盛り込んでいる。例えば 5 月 16 日時点、当地の警戒レベルは 2 番目に低い警戒水準の「緑レベル 1」で、国内外で動物から人への感染はあるが、人から人への感染の可能性は低い状態を示す。この段階では、感染の疑いのある患者の治療に当たる医療従事者に対して N95 マスクや使い捨て手袋などの保護具の着用を義務付けるほか、国内での人への感染が確認された場合には医療機関での感染監視体制の強化などが定められている。

＜大流行となれば、死者 1,900 人＞

政府は国内で深刻な鳥インフルエンザの流行が発生した場合には、死者 1,900 人、入院者 1 万 1,000 人、軽度の感染者は約 55 万人に達すると見込んでいる（注 2）。同省は 06 年末までにロシュ社製タミフルを 105 万箱（1 箱当たり 10 錠）、グラクソ・スミソクライン社製リレンザを 5 万コース（course）分備蓄した。

個人が医師の処方せんなしでタミフルを購入することは認められておらず、企業などがタミフルを備蓄することはできない。政府はこのほか、N95 マスクなどの保護具も備蓄済みだ。また、ワクチンが開発され、確保できた段階で居住者全員に接種するとしている（注 3）。

また保健省は、06 年 4～5 月、大流行となった場合を想定した訓練を公立、私立病院で実施。同年 7 月には同省、病院、診療所、養護施設、関係政府機関なども参加した大規模な訓練を行っている。一般向けの情報提供として同省は 04 年 2 月、[鳥インフルエンザの状況や対策に関するウェブサイト](#)を開設。06 年 4～5 月には、公用語 4 ヶ国で記した鳥インフルエンザに関する情報と対応策について記した国民向けのハンドブックを配布した。

さらに、政府は 08 年 4 月 22 日、「感染症改正法」を成立させ、大流行となった場合、保健相に緊急事態を宣言する権限のほか、感染拡大を阻止するため学校や映画館、ショッピングモールなどの閉鎖を命じる権限を与えるなど、非常事態の際の保健相の権限を強化した。

コー・ブンワン保健相は同日の国会での答弁で、「03 年の SARS 流行では、伝染病が発生してから対応しただけでは、危機的な状況を引き起こす可能性のある伝染病に後れを取ることになるという教訓を学んだ」と述べ、伝染病流行に対して政府の速やかな行動が不可欠だと強調した（「ストレーツ・タイムズ」紙 08 年 4 月 23 日）。03 年の SARS 流行時には、同国で 239 人が感染（うち 33 人が死亡）している。

＜日系企業、危機管理対策の動きも＞

一方、政府は企業に対し、鳥インフルエンザを含めたリスクに対応する事業継続計画（BCP）の導入を早くから奨励している。例えば、金融機関については中央銀行に相当するシンガポール通貨金融庁（MAS）は 03 年 6 月、テロを含めた危機に対する事業継続管理ガイドラインを設定。また、中小企業については、規格・生産性・革新庁（SPRING）と経済団体のシンガポール・ビジネス連盟（SBF）が 06 年 2 月、中小企業向けの危機管理対策ガイドラインを発表した。

同ガイドラインは、個々の企業が流行に対する行動計画を策定する際の指針となるよう立案されたもので、緑や黄色など政府の警戒レベルに応じ、企業が取るべき対策が盛り込まれている。さらに、最近の鳥インフルエンザのリスク増大の動向を受けて、地元金融業界団体のシンガポール銀行協会（ABS）は 8 月 28 日～9 月 11 日、銀行や証券、保険会社 100 社以上が参加して鳥インフルエンザ大流行を想定した大規模な訓練を行う予定だ。

当地の日系企業の間でも、シンガポール日本商工会議所（JCCI）が一部会員企業の要望を受けて 5 月 15 日、鳥インフルエンザ対策と企業のリスクに関するセミナーを初めて開催、参加者は約 170 人と大きな関心を集めた。その直前の 4 月 29 日には、日本大使館と日本人会の共催で在留邦人向けの説明会が開催されるなど、当地でも対策への関心が高まりつつある。

JCCI のセミナーでは、出席者から企業によるタミフル備蓄の是非や、駐在員を帰国させるタイミングなど具体的な質問が相次いだ。当地の日系企業の間でも、「アジア地域統括会社にて事業継続計画を策定し、ドリル（訓練）も実施している」（保険会社）、「危機管理チームを設置し、鳥インフルエンザを含めた感染症対策やセキュリティ上の問題についての対応策を四半期ごとに話し合っている。例えば鳥インフルエンザ感染の疑いのある来店者、または行員が見つかった場合の連絡手段などのマニュアルは導入済み」（大手邦銀）と、

対策マニュアルを導入済みの企業もある。

一方、「インドネシア子会社では事業継続計画を立案しているが、東南アジア地域全体での計画を立案するか現在検討中」（大手電器会社）、「10月までに個人でタミフルが確保できるか調べている。統括会社が近日中にガイドラインを策定し、それに基づき今年9月までに各子会社がガイドラインをつくる」（エンジニアリング会社）といった企業など、これからガイドラインを策定する企業もあり、当地日系企業の対応はまちまちだ。

（注1）鳥インフルエンザの警戒レベルとしては、以下の6段階に分けている。

○緑レベル0（WHO フェーズ1に対応）：国内外で目立ったインフルエンザの流行がない状態

○緑レベル1（WHO フェーズ2～3）：国外、国内で動物から人への感染はあるが、人から人への感染の可能性は低い状態

○黄（WHO フェーズ4）：人から人への感染が確認され、国内への流入の可能性はあるが感染が継続しない状態

○オレンジ（WHO フェーズ5）：国内、国外で人から人への感染が多くなっているが、限定した集団内の発生にとどまっている

○赤（WHO フェーズ6）：大流行となり、国内への流入が避けられない状態

○黒（WHO フェーズ6）：感染で多くの死傷者が発生し、経済活動にも打撃を与えている最悪の状態

（注2）保健省高官が05年12月9日、当地の米商工会議所で行った鳥インフルエンザに関する講演会で明らかにした推定値。同推定値は、68年の香港風邪流行を基にして試算している。

（注3）「インフルエンザ・パンデミック準備・対策プラン」では、政府はワクチンが開発されるまで4～6ヵ月と予想。ワクチンの供給が少ない初期段階では、感染リスクの高いサービス業務従事者など「優先グループ」に対し優先的に接種し、ワクチン供給量の増加に合わせて居住者全体へと拡大するとしている。

（本田智津絵）

＜南西アジア＞

インド：全国規模のモニタリング調査実施（ニューデリー発）2008年5月22日掲載

これまで鳥インフルエンザの人への感染は報告されていないが、近隣国で事態が悪化しつつあることを重くみる政府は、家きんの血清モニタリング調査のほか、情報公開など対応策を強化している。進出した企業には早期の対策が求められている。

＜発生地域周辺の住民は健康状態をチェック＞

2006年2月、マハラシュトラ州ナンドゥルバル県で大量死した家きんに鳥インフルエンザのウイルス H5N1 が確認されたが、その後約1年半、鳥インフルエンザの発生は確認されなかった。しかし、07年7月25日、ミャンマー国境に近い北東部マニプール州インパールで、08年1月11日には西ベンガル州ビルブン県と南ディナジプール県で、同4月7日には北東部トリプーラ州で、鳥インフルエンザが発生した。

5月現在、マニプール州では終息したものの、西ベンガル州とトリプーラ州の複数地域で家きんや野鳥からウイルスが発見されている。鳥インフルエンザの発生後、州都コルカタを含む西ベンガル州の一部地域では家きんの移動が禁止されていたが、現在では通常どおり売買されているという。しかし、消費者の間では鶏肉の買い控え傾向が続いており、価格は発生前に比べ急落している。

政府は、06年の発生以来、農業省の家畜・酪農・水産局が中心となり、全国レベルで家きんのモニタリング検査を行っているほか、鳥インフルエンザに関するウェブサイト立ち上げ、逐次最新情報を提供している。一方で、感染エリアで鳥から人への感染を調査するため、健康保健省は多数の調査員を現地に張り付け、ウイルスが発見されたエリアから3キロ以内にあるすべての世帯を訪問し、住人全員の健康状態をチェックしている。

一般的な感冒を含め、結果は随時同省が発表している。また、同省は地方当局に対し、発生地区の住民全員分の個人防護具（マスクなど）と十分な量のタミフルを配備したと発表している。一方、家きん農家の鳥インフルエンザに対する知識不足だけでなく、家きん類の非組織的な飼育と流通が事態収拾の障害となっており、他地域への広がりを食い止めるための十分な手立ては取られていないのが現状だ。

＜西ベンガル州の日系企業は状況を注視＞

インドでは被害が限定的であるため、企業を含めた日本人コミュニティの間では特段の混乱は見られない。在インド日本大使館と各総領事館は鳥インフルエンザの発生に関する政府発表を受けて、不定期ながら在留邦人に対し電子メールを送ったり、ウェブサイトに掲載したりして注意喚起を行っている。また、大使館は予防・対策方法を周知させる目的で、医務官によるセミナーなどを開催している。

現在も鳥インフルエンザが発生している西ベンガル州には日系企業 17 社の拠点があり、150 人以上の邦人が滞在している。在コルカタ総領事館によると、進出した日系企業の関心は強く、頻繁に情報交換を行っており、中には鳥インフルエンザを将来リスクの 1 つとして位置付け、取り組みを始めているところもある。

進出日系メーカー関係者は「日本人スタッフに対し、正しい知識と認識を持ってもらうための説明会を開いた。現在は社員分の個人防護具を用意しているだけだが、もし他国であってもフェーズ 4（人から人への感染）が確認されれば、業務を停止し自宅待機とするなど、事態悪化の際の対処法については社内で確立している」と言い、危機感を持って状況を注視している。しかし、同社は現地人スタッフに対しては、不必要な混乱と不安を与えることを避けるため十分な説明をしておらず、社内のガイドライン作りが課題になっている。

（河野敬）

パキスタン：緊急時対応の取り組みも（カラチ発）2008年5月22日掲載

2007年1月に北部で鳥インフルエンザが発生し、その後人にも感染し、1人が死亡した。日系企業各社は、緊急事態に備えて航空券の購入や抗インフルエンザ薬「タミフル」の備蓄を行っている。

報道によると、06年には、家畜農家が多いNWFP（北西辺境州）で鳥インフルエンザの感染が確認され、1年間で28農家の家きん類12万羽が処分された。その後、首都イスラマバードの農家や動物園などで鶏やクジャクなどが感染したことが確認されている。08年に入ってから商業都市カラチ郊外の2農家で感染が確認され、鳥から鳥への感染は継続的に発生している。

世界保健機構（WHO）によると、人への感染は07年に合計3人確認され、NWFPの州都ペシャワールでそのうちの1人が死亡した。

こうした状況下、在カラチ日本総領事館は在留邦人に対して、感染予防として（1）鳥類に近づかない、（2）手洗い、うがいをし、必要に応じてマスクをする、（3）規則正しい生活をするよう心がける、（4）通常のインフルエンザ予防接種を定期的に行う、（5）家きん類の生肉、生卵は極力食べないようにし、鶏肉や卵を調理する際には加熱する、（6）使用人に対して特に（1）～（3）を徹底する、などのアドバイスをしている。

日系企業の中で最も多い対応策は、抗インフルエンザ薬「タミフル」の備蓄。人への感染が確認された07年11月以降に対応が進められている。そのほか、本社で作成の緊急対応マニュアルを入手する、手洗いやうがいに気をつける、マスクや手袋を購入する、などだ。

<治安情勢悪く常に緊急時を意識>

今のところ関心が高いとは必ずしもいえないが、緊急時に対する日ごろの備えは日本人商工会などでも広く情報共有している。他のアジア地域に比べ緊急時に対する意識が高く、緊急時の対応方法に対する経験もあるため、こうした取り組みである程度カバーしている。

カラチでは07年5月の政党間の争いの激化や12月のブット元首相暗殺に伴う暴動などの治安悪化で、日系企業各社は自宅待機や工場休止などの対応に迫られた。多くの企業は、国外脱出のための緊急用航空券の購入や、緊急用の連絡網の整備、日用品の備蓄などを行っている。また、通信手段の整備として衛星電話を購入している企業もある。

日系企業からは今後の課題として、「人への感染が急速に広がり、長期間外出できない事態も想定される。カラチでは水不足も発生しているが、緊急時の供給に不安がある」「新聞やテレビから入っている情報がどれほど信用できるのか」という疑問もあり、実態把握が困

難。引き続き、日系企業間で情報交換を行い、対策について検討を進めていきたい」といったコメントが寄せられた。

(多崎央)

Bangladesh: 有効対策打ち出せず、自己防衛任せ（ダッカ発） 2008 年 5 月 22 日掲載
鳥インフルエンザの感染が最初に確認された 2007 年 3 月 22 日以降、08 年 5 月 17 日まで
に全国で 163 万 6,303 羽の家きん類が処分された。人への感染はまだ 1 件も報告されてい
ないが、政府は、人への感染を防ぐために自己防衛を呼び掛けている。

＜感染地域広がり、養鶏場は半数が閉鎖＞

H5 型の鳥インフルエンザウイルスが確認されたのは 286 の養鶏場で、その分布は全国
64 県中 47 県に及ぶ。首都ダッカを中心に感染地域は広がっているが、これまで人への感染
事例は 1 件も伝えられていない。鶏などの大量死、不自然死が起きた場合は、まずダッカ
か地方 6 ヶ所にある畜産局で簡易キットを用いた検査が行われる。検体から陽性反応が示
されれば、国内唯一の畜産試験場で精密検査を行い、鳥インフルエンザの感染状況を判別
して、公表する。

政府は公表結果を踏まえて対策を講じることになるが、畜産試験場に勤務する国際協力
機構（JICA）の専門家は「被害の拡大を防ぐには速やかな措置が必要だが、衛生機関の能
力がまだ不十分のため有効な対策は打たれていない」と指摘する。同試験場を所管する [漁業・畜産省のウェブサイト](#)には鳥インフルエンザの発生状況が連日更新されているが、人
材不足もあって、状況把握以上には進んでいない。

鳥インフルエンザの発生以降、政府は国連食糧農業機関（FAO）などの国際機関や日本
をはじめとするドナーの支援を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染防止に向けた啓発
活動を行っている。認識が不十分で届け出がないケースもあり、正確な現状把握すら困難
な状況で対策の検討にも影響を与えている。

当地報道によると、Bangladesh の養鶏市場の規模は約 800 億タカ（1 タカ＝約 1.5 円）
で、関連従事者数は 500 万人といわれる。07 年 3 月の鳥インフルエンザ発生以来、養鶏業
は 1 年間で 410 億タカ以上の損失を被り、鶏肉の消費量は半減、養鶏場も半数が閉鎖され
た。08 年 4 月半ば以降は新たな感染例は報告されておらず、状況は落ち着きつつあるとも
いわれるが、漁業・畜産省によると、5 月 17 日までに処分対象となったのは全国 546 養鶏
場で、直前の 2 ヶ月間だけで処分対象の養鶏場数は約 100 ヶ所増えており、約 40 万羽の家
きんが新たに処分されている（表参照）。

処分対象の養鶏場数

主な都市名		養鶏場数
ダッカ		72
	サバール	60
	ミルプール	3
	その他	9
ノルシンディ		66
ナラヤンゴンジ		45
ガジプール		38
ディナジプール		31
チッタゴン		28
タンガイル		17
ボルグナ		16
クルナ		15
ニルファマリ		15
その他		203
合 計		546

(注) 数値は08年5月17日までの公表値。

(出所) 漁業・畜産省ウェブサイトを基に作成

＜当面は予防策を励行＞

進出日系企業に鳥インフルエンザ対策を聞いたところ、多くは現時点で特段の対策を行っていない。通常の緊急マニュアル以外に新たなマニュアルなどの作成を予定しているところは少ないが、現在対策を検討中とするところが半数ある。対策としては、手洗いなどの予防的対処策の励行などが目立つが、一部の企業・団体はタミフルなど抗インフルエンザ薬の備蓄も行っている。

ダッカ日本人会やダッカ日本商工会では鳥インフルエンザに特化した対応を行ってはいないが、駐在員規模が比較的小さく、緊急情報を共有する手段が既に備わっているほか、衛生に対する関心度が日ごろから高いことなども背景にあり、必要なのは対応策を練るための最新のウイルス感染情報だといった声が出ている。

(木ノ本知弘)

以 上